

○交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与に関する訓令

(昭和46年8月18日島根県警察訓令第21号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、人命尊重の見地から、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項に規定する交通事故による負傷者の救護活動の促進を図るため、当該負傷者を医療機関等に搬送した者（以下「搬送者」という。）に対する報償金の贈与について、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この訓令は、島根県の区域内において発生した交通事故について適用する。

(報償金の贈与範囲)

第3条 報償金は、第1条に定める搬送者のうち、主として救護及び搬送に従事した者で、次の各号に掲げるもの以外のもに贈与するものとする。

- (1) 当該交通事故の当事者及びその乗務員
- (2) 警察官及び消防吏員
- (3) 当該負傷者の親族

(報償金の額等)

第4条 報償金は、搬送行為1件につき1,000円から5,000円を超えない額とする。

- 2 前項の報償金額の認定及び贈与は、搬送者から交通事故による負傷者を搬送した旨の届出を受理した警察署長（島根県警察高速道路交通警察隊長を含む。）が行うものとする。

附 則

この訓令は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則（昭和57年11月1日島根県警察訓令第20号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。